

令和7年審査の目標期間の達成状況等について（公表）

令和8年1月23日

● 審査期間の目標及びその達成状況について

愛媛県労働委員会は、不当労働行為事件の審査期間の目標を、申立てを受けた日から起算して概ね1年以内としています。

令和7年中に終結した事件は2件あり、うち1件は1年以内の目標期間内に終結しています。

● 不当労働行為事件の処理状況等

令和7年中の不当労働行為救済申立事件の係属件数は、前年からの繰越2件（対前年比同数）です。

令和7年中に終結した事件は2件あり、うち1件は命令により、1件は取下げにより終結しています。

事件番号	申立人	申立年月日	審査経過	終結年月日	※1 申立該当号	申立内容	終結区分	審査委員	参与委員		処理日数
									労	使	
令和6年第1号	組合	6. 3. 21	【調査】 ①令6. 6. 3 ②令6. 7. 18 ③令6. 8. 27 ④令6. 10. 22 ⑤令6. 11. 26 ⑥令7. 1. 17 【審問】 ①令7. 2. 10 ②令7. 3. 10	7. 9. 25	1 3	不利益取扱の是正 支配介入の禁止 謝罪文の掲示 及び交付	一部 救済 命令	(長) 大野 ・ 重松	中塚	土岐	554
令和6年第2号	組合	6. 6. 13	【調査】 ①令6. 9. 25 ②令6. 11. 19 ②令6. 11. 29 ※2	7. 3. 10	2	団体交渉実施	取下げ	(長) 武智 ・ 小田	菊川	柴田	271

※1 申立該当号欄については、労働組合法第7条第1号（組合員に対する不利益取扱い）、同条第2号（不誠実な団体交渉）、同条第3号（組合活動への支配介入）の別を記載しています。

※2 令和6年第2号事件の第2回調査については期日を分けて実施（被申立人 11/19、申立人 11/29）

（参考）

労働組合法第27条の18（審査の期間）

労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。